

# 会 則

鈴鹿ハイキング倶楽部

## 第1章 総則

- 第1条 本会の名称は「鈴鹿ハイキング倶楽部」とする。
- 第2条 本部は会長方に置くものとする。
- 第3条 本会は真摯な態度と精神で自然を愛し、積極的に自然を親しむ人々を以って組織する。
- 第4条 この会則はすべての会員に適用する。

## 第2章 目的

- 第5条 本会は積極的に自然での活動を行い、その活動の中で人や自然への思いやり、健全な登山思想の育成、また自己管理や自立心をも養っていく事を目的とする。
- 第6条 前条の目的達成のため次の活動を行う。
- a ハイキング・登山・谷の遡行等の活動
  - b 自然に関する知識の拡大と活動での技術の習得
  - c 山行記録の作成
  - d 必要文献の収集と活用
  - e 山行活動において自己管理能力や協調性を養う
  - f 登山活動他、会員の希望に応じて親睦をはかる

## 第3章 会員

- 第7条 本会の目的に賛同する概ね40歳代以下の方で、役員が認めた者は入会する事が出来る。
- 第8条 会員の構成は正会員及び休会会員とする。
- a 正会員とは、体験参加を終え、入会を希望し、かつ役員が認めた者をいう。
  - b 休会会員とは、正会員であった者が転勤や出産等やむを得ない理由で山行や会の活動に参加することが困難だが、将来的には活動に復帰を希望し、且つ 役員の承認を得た者をいう。
- 第9条 本会に入会希望の者は、山行や会の活動に数体験参加（通算3回程度）し、本人の希望がありかつ役員会で正式に承認された後、入会することが出来る。

第 10 条 会員は原則として本会すべての活動に参加できる。

但し、コースによっては技術・体力・装備等の面で参加できない場合もある。

第 11 条 会員が遭難・怪我等をした場合、直ちに山行を中止し全員で会員の救助・救援 処置を行う義務がある。また、年間 1～2 回程度その練習、トレーニングを行うものとする。

第 12 条 会又は会員の活動に悪影響を及ぼす会員については、役員は役員会の決議により除名処分を勧告することができる。勧告に従わない場合は役員会の決議により当該会員を除名することができる。また、会費を定められた期日までに納入しなかった会員もこれに準ずる。

第 13 条 総会開催時に会員としての継続の意思表示無い欠席者は退会者とみなす。退会者・除名処分者には既に納入した会費・共有財産等は一切返却しない。

第 14 条 除名処分者は再度入会することが出来ない。

## 第 4 章 活 動

第 15 条 本会の山行・集会は原則として現地集合および現地解散とする。

但し活動山域により適宜集合・解散場所を決定することがある。

第 16 条 参加申込みは必ず所定の期限迄に、当日の企画者（以下：リーダー）に連絡すること。

第 17 条 山行の際の連絡は以下の通り行う（詳細は山行実施マニュアル参照）

a) リーダーは山行の前日に参加者および会員全員に（ML で）、山行先、行程、参加メンバー、下山確認担当、下山予定時刻を連絡すること。

b) リーダーは下山した際に会員全員に（ML で）下山した旨を連絡する。

c) 会員は山行に参加する場合、必ず家族に山行先・行程・緊急連絡先・帰宅予定時間等を伝えておかなければならない。

第 18 条 会員は参加申し込みを行った山行について諸事情により参加出来なくなった場合は、必ずリーダーに連絡しなければならない。（遅くても集合時間までに）

第 19 条 山行活動の交通費・食費等にかかる費用については原則として個人負担とする。但し、会主催の催しの場合は会よりの支給、補助又は参加者での均等割とすることがある。

第 20 条 正会員は必ずハイキング保険や山岳保険等いずれかの保険に加入しなければならない。

第 21 条 山行の企画は入会后、6 ヶ月間経過した会員であれば可能とする。

第 22 条 リーダーは、原則として山行日 1 週間前までに役員のチェックを受けた計画をホームページに掲載しなければならない。

但し、やむを得ない事情の場合、役員の承諾があれば実施日の前日であっても企画する事を可とする。

第 23 条 第 54 条の参加費は写真・地図・燃料費等、会の運営資金に当てるものとする。

第 24 条 山行の際、自宅から集合地までのアプローチ・解散後の怪我・事故等については、本会ではその一切の責任を負わない。また、山行活動中の怪我・事故等について、本会では見舞金（3,000 円）のみの支給とし、リーダー個人に責任を負わせないものとする。

第 25 条 山行の際、目的地への交通手段として自家用車を提供された場合は、第 5 章の定めに従い提供者に車両運行費用を支払う。

第 26 条 山行中は当日のリーダーが責任者であり、参加会員は必ずリーダーの指示に従い、またリーダーの協力者として行動しなければならない。

第 27 条 山行中は原則として禁酒・禁煙とする。但し、山火事、他の者への十分な配慮の上の喫煙。および交通法規の違反、山行活動への悪影響を及ぼさない程度の飲酒はこの限りではない。

第 28 条 山行活動においてみだりに動植物の採取をしてはならない。

## 第 5 章 自家用車利用規定

第 29 条 山行活動において集合地より現地までの移動手段として会員の自家用車を利用する場合はこの規定を適用する。

第 30 条 山行に使用する車両は次の要件に該当していない場合は使用してはならない。 a 法定点検および日常点検を十分に行っていること。 b 必ず任意保険に加入し、対人補償は無制限となっていること。

第 31 条 遠方への遠征の場合は、燃料費・高速料金等の費用は各参加者にて均等割にすること。

第 32 条 前条の定めに拘らず、場合によってはリーダーの裁量により費用徴収の有無・金額を決定する場合がある。

第 33 条 自動車運転者は道路交通法規を遵守し安全運転に徹すること。

第 34 条 違反に伴う反則金は運転者の責任とする。

第 35 条 事故が発生した場合は任意保険にて処理し、本会での責任は一切問わないものとする。

## 第6章 役員

第36条 本会は会務を円滑に行うため次の役員を置く。

会長 1名

副会長 1名

理事役員 数名

会計役員 1名

HP編集役員 数名

第37条 役員の仕事

a 会長 会の代表者であり責任者。

b 副会長 会長を助け、会長不在の時はその仕事を代行する。

c 理事役員 各仕事の調整と補佐及び責任者。

d 会計役員 会計事務及び各仕事の調整・相談役

e HP編集役員 HP内容の企画、及び作成

第38条 役員の選任が必要な場合は、役員会の決議により正会員の中より指名し且つ本人の承諾の上、総会にて出席会員の過半数以上の同意をもってこれを選任する。

第39条 各役員は原則として、山行企画に必要な資料（地図・時刻表・ガイド資料）等を購入することが出来る。但し、高額な物（概ね1万円以上）については、役員会で承認を得るとともに、メーリングリスト等により会員全員に周知しなければならない。

第40条 役員の任期は原則とし1年とする。（再任可）

会計については2年で交代するものとする。

但し、転勤・死亡などやむを得ない事情のある場合で役員としての仕事を全う出来ない場合はこの限りではない。

## 第7章 機関

第41条 本会は会のために次の機関を置く。

- a 年1回の総会および臨時総会
- b 例会（4月、6月、9月）。
- c 必要に応じた集会。

第42条 総会は本会の最高決議機関であり、毎年1回定期に開催するものとする。

第43条 臨時総会は会長が必要と認めた場合もしくは正会員の3分の1以上の請求があった場合に開くものとする。

第44条 総会とは別に4月(春季)、6月(夏季)、9月(秋季)に例会を開催し、山行計画、会の運営等を話し合う場を設ける。

第45条 会の運営に関し、必要に応じて集会を開くことができる。

## 第8章 決議

第46条 年1回の総会は、原則として正会員は全員出席とし、事情なき欠席者は退会処分となる場合がある。但し、冠婚葬祭・仕事・資格試験等やむを得ない事情のある場合はあらかじめ 役員の承認を受けることで欠席を認める。

第47条 決議は出席者の過半数以上の同意を以って決定する。

第48条 総会にて役員を選出、会則の改正等を行う。

## 第9章 会計

第49条 本会の経費は入会金・会費・参加費・寄付金等で賄うものとする。

第50条 会費は年間、正会員 3,600円、休会会員 0円とする。また、配偶者が会員となった場合は、その会費は半額とする。

正会員の内、学生（高校生～大学院生まで）については、年会費を3,000円とする。

但し、会計年度の途中において入会した者については、入会月から次会計年度まで月割りにする。

第51条 入会金は1,000円とする。

第52条 会計年度は毎年1月1日より同年12月31日までとする。

第 53 条 会計報告は総会にて行う。

第 54 条 山行参加費は次のとおりとする。

- a 正会員 無料
- b 休会会員 500円/回
- c 体験参加者 500円/回

## 第 10 章 会の資産

第 55 条 会の共有資産である様々な用具・物品・書籍等については、その管理を行う者および借り受けた者は、善良なる管理者の注意義務をもってその管理にあたらなければならない。

第 56 条 会の用具・書籍等について、正会員に対し、これを貸し出す事ができる。

第 57 条 会の用具、書籍等についてこれを借りたい者は、あらかじめ管理者に使用目的、使用期間などを伝えることとする。

第 58 条 管理者は正会員より用具・書籍等の貸出希望を受けたときは、正当な理由のある場合を除き、速やかに対応する。なお、会の企画にて使用する時と重なった場合は、会の企画を優先するものとする。

第 59 条 会の用具、書籍等の受け渡しについてはその都度、双方にて協議の上決定することとする。なお、受け渡しについて費用が発生する場合については、全額借り手側にて負担するものとする。

第 60 条 会の用具、書籍等を借り受けた者はその使用を終えた後、速やかにこれを返却しなければならない。

第 61 条 会の用具、書籍等の使用、保管中に紛失・破損の場合はやむを得ない事由を除き、実費弁償しなければならない。

## 第 11 章 その他

第 62 条 会則・会員名簿（会報も含む）など会員外に公表しないこと。これは会を脱退した後も同様である。

第 63 条 本会は顧問及び相談役を置くことができる。

第 64 条 会則の改廃は役員会で決議し、総会の出席会員の 3 分の 2 以上の賛成を得ることにより成立する。

第 65 条 個人山行は会の活動に影響しないように考慮し、会の山行を盛り上げていくよう、会山行企画への積極的な参加を心がけること。

第 66 条 探鳥会・花見山行など当日の山行企画者が必要とするアドバイザー的な方について、企画者が必要と認めた場合には、無償にて山行への参加を認めるものとする。また必要に応じて、一定額の謝礼を支払うものとする。

## 第 13 章 付 則

本会則は 2017 年 1 月 31 日より施行する。